

諮問番号：令和6年度諮問第3号

答申番号：令和6年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和5年10月16日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による保有個人情報不停止決定処分（令和5年10月12日付け5葛福東第327号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、世帯主及び審査請求人弟に関する請求は却下されるべきであり、その余の請求は棄却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

令和5年9月12日、審査請求人は、処分庁に対し、葛飾区福祉事務所長が保有する本人世帯に関わる同意書（区内部で個人情報を目的外利用することへの同意を得るための書類である「同意事項」を含む。以下「本件同意書」という。）の署名部分（以下「本件情報」という。）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第98条第1項第1号に該当する事由があるものとして、同第99条第1項の規定により本件情報の利用の停止を求める保有個人情報利用停止請求書を提出した（以下、同請求を「本件請求」という。）。

令和5年10月12日、処分庁は、個人情報保護法第98条第1項第1号に該当する事由がないことを理由として、本件情報の利用を停止しないことを決定し、同日付で、保有個人情報不停止決定通知書（5葛福東第327号）により審査請求人に通知した。

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和5年10月16日、本件処分の取消しを求める審査請求を提起したものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件処分は理由付記について不備がある。
- (2) 本件同意書は、生活保護を受給する際に必要不可欠であるかのように偽って処分庁が取得したものであり、個人情報保護法第98条第1項第1号及び第64条に該当する。
- (3) 審査請求人は、本件同意書に係る同意を既に撤回している。利用停止を認めなければ、不正な手段で本件情報を利用して情報を取得される恐れがあり、個人情報保護法第98条第1項第1号及び第63条に該当する。
- (4) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）によれば、「行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去または現在の事実と合致するよう努めなければならない（法第65条）」としていることから、同意が法的に撤回された以上、本件同意書については、利用を停止すべきである。

- (5) 審査請求人とその他の世帯員の保有個人情報不停止処分は一体としてなされており、かつ、審査請求人が処分の名宛人である本件審査請求において、その一部につき却下することは許されないと解すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件同意書は、福祉事務所の担当職員が、生活保護の受給に当たって同意書の提出が必要であるとしてその提出を促し、署名押印の上、提出するよう求めたところ、請求人ら各々が自署押印し、担当職員にそれを提出したものであり、偽りその他不正な手段により個人情報を取得したのではない。
- (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により本件同意書を利用していない。
- (3) 審査請求人の撤回の意思表示に応じて、本件同意書はすでに無効と扱っている。
- (4) よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査庁の考え方

1 結論

本件審査請求中、世帯主及び審査請求人弟に関する請求は却下されるべきである。その余の請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 審査請求適格について

本件審査請求においては、審査請求人のみならず、世帯主及び請求人弟を対象とする処分について取消しを求めているが、審査請求人の権利又は法律上保護された利益とは関係を有しない。そのため、世帯主及び請求人弟に関する請求については、審査請求適格を欠くものであるから、却下すべきである。

(2) 個人情報保護法第98条第1項について

本件同意書は、生活保護申請者の資産の保有状況及び収入状況の調査把握を確実にするために必要なものであり、生活保護の受給のために必要なものであることから（「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について（平成26年6月30日社援保発0630第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成26年通知」という。）等）、偽りの手段によって取得されたものと評価することはできない。よって、「法第64条の規定に違反して取得されたもの」には該当しない。

また、個人情報保護法第63条は、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用」されていることを要件とするところ、本件においてはそのような事情は存せず、「法第63条の規定に違反して取り扱われている」とは評価できない。よって、「法第64条の規定に違反して取得されたもの」（個人情報保護法第98条第1項第1号）には該当しない。

さらに、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の「5-2-4 正確性の確保」において、「行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（略）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない（法〔個人情報保

護法] 第65条。)』とされていることを根拠に、本件同意書を利用停止すべきと主張するかのようであるが、本件同意書を適切に保管することは、同意を行ったという過去の事実と矛盾しないのであるから、審査請求人の主張は理由がない。

その他、個人情報保護法第98条第1項第1号には該当するような事情は認められない。

(3) 理由付記について

本件処分においては、下記の理由が記載されており、本件同意書が不正に取得されたものではなく、適正に利用されているため、個人情報保護法第98条第1項第1号に該当しないことが明記されており、理由付記に不備はない。

記(理由)

対象文書は本人の意思に基づいて作成・取得されたものであって不正に取得されたものではなく、また、生活保護法による保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行という利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用しているため、法〔個人情報保護法〕第98条第1項第1号に該当しないもの(法〔個人情報保護法〕第98条第1項第1号)

(4) 小括

以上のとおり、本件審査請求中、世帯主及び請求人弟に関する請求は審査請求適格を欠き不適法である。

また、本件請求は法〔個人情報保護法〕第98条第1項の要件を満たさず、本件処分の理由付記には不備はない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和6年6月7日	諮問書の受理
令和6年7月31日	審議
令和6年9月24日	審議
令和6年12月3日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、次のとおりである。

- (1) 審査請求適格について
- (2) 個人情報保護法第98条第1項について
- (3) 理由付記について

2 争点に対する判断

(1) 審査請求適格について

本件審査請求においては、審査請求人のみならず、世帯主及び請求人弟を対象とする処分について取消しを求めているが、世帯主及び請求人弟に関する請求については、審査請求人の権利又は法律上保護された利益とは関係を有しない。この両者に関する請求については、審査請求適格を欠くものである。

(2) 個人情報保護法第98条第1項について

ア 個人情報保護法第64条違反について

審査請求人は、本件同意書は、処分庁が生活保護を受給する際に必要不可欠であるかのように偽って取得したものであり、個人情報保護法第64条に違反すると主張している。

厚生労働省発出の平成26年通知第3には、「関係先の調査の実施に当たっては、従前と同様に、原則として、申請時又は申請後直ちに保護の実施機関等が行う資産、収入の状況等に関する関係先調査に同意する旨を記した書面（同意書）に、署名捺印をさせ申請者から提出させること」と記載はあるが、処分庁が審査請求人の同意撤回の意思を確認した後も生活保護を受給できていることなどを考慮すると、確かに生活保護を受給する際に同意書が必要不可欠だとまでは言えない。

しかしながら、実態として、生活保護の支給決定や扶助額の決定等に、資産の保有状況及び収入状況の確認は必要である。また、生活保護の申請をする者の多くが申請時に保有する金額が乏しく、申請者の生命、健康維持の観点から迅速な支給の可否を判断するためには、同意書があったほうが迅速に調査し支給決定等を判断できることが容易に想像できる。さらに、「生活保護行政の適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成18年通知」という。）」I4では、「同意書が提出されないため、関係先調査ができない場合には、①（略）②保護申請中の者については、同意書を提出しなければ適切な保護の決定が困難となることや、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、それでもなお同意書の提出を拒む場合には、法〔生活保護法〕第28条の規定に基づき保護申請を却下すること。」とあり、平成26年通知第3では、前述のとおり、原則として同意書の提出を求めることとなっている。

これらの理由から、仮に処分庁が審査請求人に対して、生活保護を受給する際に必要不可欠であるかのように言って本件同意書を取得していたとしても、偽りの手段によって取得されたものとまで評価することはできない。

イ 個人情報保護法第63条違反について

審査請求人は、本件同意書に係る同意は既に撤回されていることから、利用停止を認めなければ不正な手段で本件情報を利用して情報を取得される恐れがあり、個人情報保護法第63条に違反すると主張する。

しかしながら、個人情報保護法第63条は「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用」されていることを要件とするところ、本件においてはそのような事情は存せず、「第63条の規定に違反して取り扱われている」とは評価できない。

ウ 個人情報保護法第69条第1項及び第2項違反について

審査請求人は、個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用しているものには当たらないとする処分庁の主張に対して、生活保護法による調査には法令上の根拠がそもそもあり、処分庁が同意書を取得する必要性は全く無い、と反論している。

しかしながら、個人情報保護法第69条第1項及び第2項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供を禁止する規定である。本件同意書は生活保護の受給のために利用したものであり、それ以外の目的のために利用されていないことから、「個人情報保護法第69条第1項及び第2項に違反して取り扱われている」とは評価できない。

エ 個人情報保護法第61条第2項違反について

審査請求人は、本件同意書に係る同意はすでに撤回され、葛飾区福祉事務所も無効として取り扱っていることから、これは既に当該同意書の保有目的が消滅していることを意味し、本件同意書の保有を続けることは「特定された利用目的の達成に必要な範囲」を超えていると主張する。

一方、処分庁は、葛飾区文書取扱規程が定められているから、同意が取り消された後の本件同意書も保管することが必要であるかのように主張している。

ところで、個人情報保護法第61条第2項は、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない旨を定めた規定である。本件同意書に係る同意を審査請求人が撤回し、処分庁がそれを認めたとしても、本件同意書は、撤回されるまでの間は『生活保護法による保護の決定等のために利用する』という目的により処分庁が保有し、この目的の範囲内で利用していたものであり、審査請求人世帯の生活保護の決定等の根拠になる文書である。また、アからウまでのとおり、個人情報保護法第98条第1項第1号に該当せず、同号に基づく情報の消去をする必要はないのであるから、撤回後も本件同意書を保有していても違法又は不当ではない。したがって、「個人情報保護法第61条第2項の規定に違反して取り扱われている」とは評価できない。

なお、処分庁が本件同意書を保有しておく理由は、徴取した時点の保有目的は消失しておらず、過去に処分庁が関係機関に照会をかけた事実の根拠書類として、この同意書を保存しておく必要があるためである。この点、処分庁が主張している葛飾区文書取扱規程は、単に保存等の手続きを定めた規定にすぎない。

オ その他

アからエまでのとおり、個人情報保護法に基づく利用停止は、本件同意書の同意撤回の意思表示がなされる前までは、同法に定められた利用停止の要件に当てはまらないため、同法に基づく利用の停止及び消去をする必要はない。

また、処分庁においては、審査請求人の同意撤回の意思を確認した後、令和5年9月11日（葛福東第262号）及び同年10月12日（本件処分時）に審査請求人に通知しているとおおり、実態として本件同意書の利用を停止している。この状況を見るに、審査請求人が求める当該情報の利用停止については、実現しているといえる。したがって、利用停止をする必要はない。

さらに、処分庁は、職員が誤って利用しないよう、本件同意書をほかの書類とは別に管理しており、かつ、審査請求人らから同意の撤回の申し出があったため現在は利用できない書類であることを明示した状態で保管している。審査請求人は、本件同意書を葛飾区福祉事務所長が保有している限り、同意の意思がないにもかかわらず意思を誤認させ、不当な手段で情報を取得される恐れがあるとして消去を求めているが、同法による消去の要件に該当しないのであれば、当該情報の消去を行う必要はない。

(3) 理由付記について

本件処分においては、本件同意書が不正に取得されたものではなく、適正に利用されているため、個人情報保護法第98条第1項第1号に該当しないことが明記されており、理由付記に不備はない。

(4) 判断

以上を検討した結果、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 裁決について

以上からすれば、本件処分は違法又は不当とはいえず、本件審査請求中、世帯主及び審査請求人弟に関する請求は却下されるべきであり、その余の請求は棄却されるべきである。

第7 審査庁による審理手続について

本件審査請求に係る審査庁による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第9 付言

(1) 同意書の徴取の際の説明について

処分庁が生活保護申請者又は受給者から同意書を徴取する際は、同意書が生活保護受給に必要な不可欠とまでは言えないことを踏まえたうえで、同意書を提出しない場合の不利益を十分に説明すること。

(2) 保有個人情報開示決定について

本件審査請求の前処分当たる保有個人情報開示決定において、処分庁は、審査請求人、世帯主及び審査請求人弟の同意書を開示しているが、本来は審査請求人の同意書のみを開示決定すべきである。ただ、本事案においては、担当職員が審査請求人らに本件同意書の提出を求めたところ、各々自署署名したとのことであり、世帯主及び審査請求人弟が署名した場に審査請求人が同席していると思われることから、世帯主及び審査請求人弟に具体的な不利益は生じないといえるが、今後、生活保護世帯に係る開示決定を行う際には、この点を十分留意すること。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明